

長寿医療(後期高齢者医療)・国民健康保険の 保険料(税)の口座振替ができます

保険料(税)について、年金からの引き落としに代えて、次の要件を満たす方は、お申し出いただくことにより、保険料(税)を口座振替によりお支払いいただくことができます。

保険料(税)の納付方法を口座振替に変更した場合、世帯主や配偶者の方の社会保険料控除の額が増えることによって、世帯全体でみた場合の所得税や住民税の額が少なくなる場合があります。

詳しくは、長寿はつらつ課・保険年金課にお問い合わせください。

長寿医療(後期高齢者医療)保険料

本人の口座から

- ・これまで2年間、国民健康保険税を滞納することなく確実に納めていただいていた方

世帯主や配偶者の口座から

- ・年金収入が180万円未満の方で、世帯主や配偶者が本人に替わって口座振替で保険料を支払ってくれる方

国民健康保険税

世帯主が指定する口座から

- ・これまで2年間、国民健康保険税を滞納することなく確実に納めていただいていた方



申出期限 平成20年11月28日(金)までに

期限を過ぎてお申し出いただいた場合は、2月分の中止手続きに間に合いません。

申出窓口 長寿はつらつ課(1階13番窓口)・保険年金課(1階15番窓口)



長寿医療制度(後期高齢者医療制度)は、75歳以上の方および65歳以上75歳未満の一定の障害があると認定された方々に、「生活を支える医療」を提供するとともに、これまで長年、社会に貢献してこられた方々の医療費を国民みんなで支える「長寿を国民みんなが喜ぶことができる仕組み」です。長寿医療制度(後期高齢者医療制度)について、あらためてお知らせいたします。

Q1 なぜ長寿医療制度が必要なのですか？

A1 医療費の負担の分かりやすいルールをつくり、高齢者の医療をしっかりと支えます。また、高齢者の医療費を国民みんなで支えるため、「税金で5割、若い世代の医療保険からの負担で4割、高齢者の保険料で1割」という、わかりやすいルールに変えました。

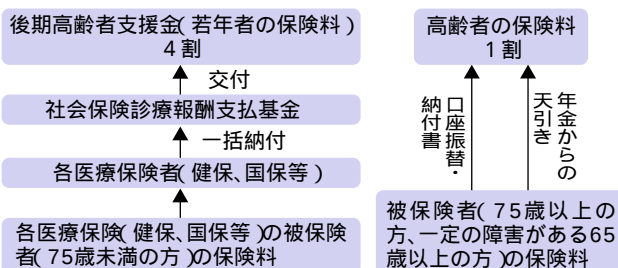
Q2 保険料の負担の考え方については？

A2 高齢者一人一人が所得に応じて保険料を負担する公平な仕組みにしました。保険料は、すべての高齢者にご負担いただいております。原則として、埼玉県内であれば同じ保険料をご負担いただく公平な仕組みにしました。なお、所得の低い方の負担が一層軽減されるような改善策を実施しています。

Q3 受けられる医療は制限されませんか？

A3 受けられる医療は変わりません。むしろ、病気になりやすい高齢者の特性に合わせた医療が受けられるようになりました。また、ご希望により、「担当医」を選ぶこともできますが、「担当医」を選んでも、他のお医者さんにも受診できます。

公費5割(国、県、市町村)



問い合わせ / 後期高齢者医療保険料について
国民健康保険税について

長寿はつらつ課 内線2632～4 ☎048-463-1921(直通)
保険年金課 内線2624～6 ☎048-463-0283(直通)